

島根県労働委員会の業務概要について

1 労働委員会の役割

労働委員会は、公正な立場で労使間の紛争を迅速、円満に解決するために昭和21年に労働組合法によって設けられた専門的な行政機関であり、大別して、調整機能と審査機能を有する。

調整機能

- ・労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）
- ・個別労働関係紛争のあっせん
- ・争議行為の予告通知受理、労働争議の実情調査

審査機能

- ・不当労働行為の審査
- ・労働組合の資格審査
- ・地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示

2 労働委員会の構成

- ・公益委員、労働者委員、使用者委員各5名（計15名）の三者構成。
- ・委員の任命は、都道府県知事が行う。
- ・任期は2年。

（現委員は、令和5年4月28日から令和7年4月27日まで）

3 事件・委員相談等の状況

（暦年、件数）

事 項	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
不当労働行為の審査	0(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
労働争議のあっせん	1(1)	1	2	0	0	2	3	3(1)	1(1)	0	
個別労働関係紛争の あっせん	6	3(1)	9	5(1)	5	4(3)	12(2)	7(5)	5(2)	5	
労働相談	委員相談			0	2	4	6	2	2	2	6
	労働相談会	11	13	25	21	18	25	22	15	26	17
	事務局相談	28	32	66	68	104	154	198	178	141	56
出前講座	1	1	3	6	4	13	42	24	18	19	

※（ ）は、前年からの繰越分で外書

4 労働委員会を取り巻く状況と課題

- ・労働委員会制度の発足以来70年以上経ち、我が国の社会・経済状況や労使関係・労使紛争は大きく変化し、労働委員会の役割・あり方に大きな影響を与えている。
- ・労働組合組織率の低下や、雇用・就労形態が変化し非正規労働者が増加したことなどにより、労働争議などの集団的労使紛争が減少する一方で、個別労働関係紛争は増加する傾向にある。
- ・また、働き方改革関連法（時間外労働の上限規制の導入、正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止など）の施行、改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）の施行など労働法制は大きく変化するとともに、個人の価値観も多様化しており、労働紛争が発生しやすい状況になっている。
- ・労働委員会は、公労使の三者構成を最大限に生かすことで、労働紛争の解決率が高い実績を有している。より多くの県民に労働委員会を利用してもらえるよう、認知度向上に引き続き取り組む必要がある。
- ・近年、出前講座・労働相談会の開催や、テレビやフェイスブックなどの各種媒体を通じた広報活動の強化を図っている。

5 令和5年度当初予算

令和5年度当初予算額 83,910千円（対前年度比 4,307千円減）

（単位：千円）

事業名	R5当初	R4当初	比較	概要
[予算総額]	83,910	88,217	▲4,307	一般財源 83,910
委員会費	34,360	34,360	0	委員報酬 30,408(0) 事業事務費 1,881(0) 運営費 2,071(0)
事務局費	49,550	53,857	▲4,307	一般職給与 40,204 (▲4,315) 運営費 9,346 (8)

6 事務局体制（令和5年4月1日現在）

事務局職員数：7名

